

## 第 4 章

---

### 計画の推進

## 第4章 計画の推進

障害者施策の総合的かつ計画的推進を図るため、次のことを行います。

### 1 計画の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策について、関係部課との緊密な連携と協力のもとに実施し、その進捗状況の点検及び評価を行うとともに、「新生総合計画」や「新市建設計画」「地域福祉計画」「次世代育成支援行動計画」等の心身障害者（児）福祉の推進における基本計画に基づき、障害者施策を実行するため、障害者とその家族、障害者関係団体、福祉施設、民間企業、ボランティア等の意見・要望について情報収集に努めながら、地域自立支援協議会の協力を得て必要に応じた計画の見直しを行い、弾力的な運用を図ります。

### 2 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。